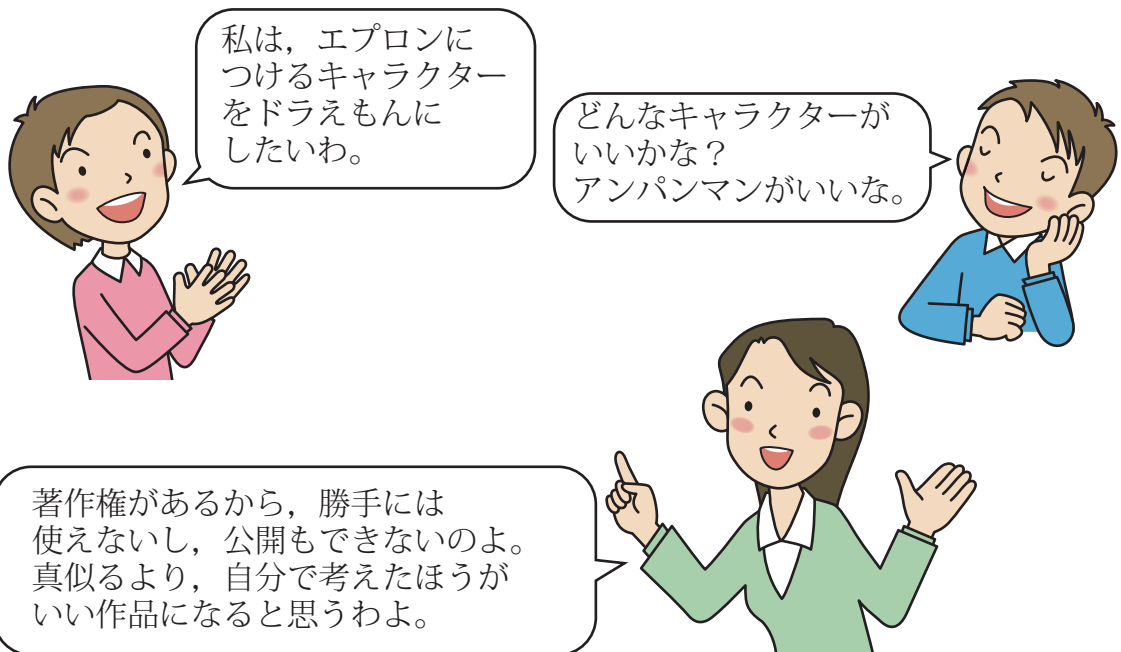


小物入れやエプロン作りで、 アニメのキャラクターを利用する

家庭
5・6年

家庭科の作品づくりで、マンガやアニメ、テレビゲームなどのキャラクターを真似する場合を想定している。これは「段階的指導モデル」の「A」に該当する事例で、著作物を大切に作る態度とオリジナルの作品を創作しようとする意欲を育てる事例である。

5分の指導でモチベーションが高まる



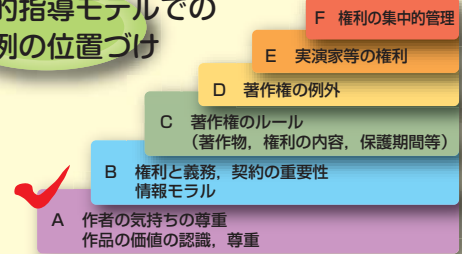
「著作権教育」の学習のねらいと指導のポイント

- キャラクターにはそれを考え、作った人がいて、著作権があることを理解する。
- 作った人の工夫や苦勞に気付かせ、他の人の作品を尊重させる。
- 参考にするのはよいが、そっくり真似してはいけないことを理解させる。
- 自分の作品には使えるが発表はできない。
- オリジナル作品を作ることに価値があることを理解させる。

他の教科への応用例

- 図画工作などでの作品作り

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



もっと時間をかけて、ていねいに指導する場合には

学習内容	教師の発問と子どもの反応	留意点
●家庭科でよりよい作品に仕上げ るためにはどうしたらいいか考 える。	発問例：よりよい作品にするためには、どうしたら いいでしょうか？ ・ボタンや刺繍などで飾りをつける。 ・キャラクターをつける。	・キャラクターがつ いている作品があ ることに気づかせ る。
●キャラクターを使うときの注意 について考える。	発問例：どんなキャラクターをつけたいですか？ ・アンパンマン ドラえもん など。 発問例：それらのキャラクターをつけた作品を発表 することはできますか？ ・できる。 ・できない。	・有名なものをいく つか取り上げる。
●まとめをする。	発問例：「できない」のは、なぜですか？ ・工夫して作ったものだから。 ・苦勞して作ったものだから。 ・勝手に使われたらいやな気持ちになるから。 ・そのキャラクターで生活しているから。	・キャラクターを作 った人の立場にな って考えさせる。 ・著作権について、 理解させる。
●作品作りをする。	自分の作品なら、キャラクターを真似してもいいで す。しかし、作品展や Web ページなどで発表する ことはできません。 自分のオリジナルのキャラクターを考えることは、 とても素晴らしいことです。	・市販のものは、了 解をもらっている ことを伝える。 ・作品作りについて 意欲をもたせる。

この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁「楽しく学ぼうみんなの著作権」(小学生のた
めの著作権教材 真似てかいたらいけないの?)

<http://chosakuken.bunka.go.jp/tanoshiku/>

文化庁「著作権なるほど質問箱」(「改変」で検索)

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>



板書計画

キャラクターを使うときに注意することを考えよう

学習問題

キャラクターをマネした作品を
発表することはできるのだろうか。

できる → ・売っているものにも使われている。 **理解をもらう**

できない → ・工夫して作ったものだから。 **著作権がある**
・苦勞して作ったものだから。
・勝手に使われたらいやな気持ちになるから。
・そのキャラクターで生活しているから。

まとめ

・自分の作品に使うことはできる。
・作品展や Web ページなどの発表はできない。
・オリジナルのキャラクターを考えよう。